

# 街路・道路事業 実施状況説明資料

## ○街路事業

- ・都市計画道路事業 北野今市線ほか12事業

## ○道路事業

- ・国道479号 清水共同溝整備事業

平成25年10月  
建設局

# 街路・道路事業の大阪市の全体計画での中での位置づけ

## 大阪市基本構想(H17.3策定)

アジア交流圏の拠点として  
都市の活気にあふれる大阪

人が集まり、育ち、  
新しいものを生み出す大阪

暮らしたい、訪れたい、  
魅力あふれる大阪

## 大阪市基本計画(2006~2015)

### 政策の方向

活力を高める

魅力を高める

創造力をはぐくむ

信頼を築く

安心を確かにする

### 政策目標(街路・道路事業関連)

○観光の魅力を高め、  
国内外より多くの人の来訪を促す

○都市内における移動の利便性を  
向上させる

○魅力ある景観やうるおいを感じる空間  
を創出する

○地球温暖化を防止し、ヒートアイランド  
現象を緩和する

○一人ひとりの環境意識を高め、  
快適で環境負荷の少ないまちをつくる

○自然災害に対する安全性を高める

○日常の安全性を高める

○施設の適切な維持・管理と有効活用  
を図る

## 平成25年度 事業再評価対象事業

・道路ネットワーク機能の向上  
(円滑な道路交通の確保)

・道路空間における景観形成

・老朽住宅密集市街地の  
防災性向上  
・避難路の整備

街路事業  
(都市計画道路整備)  
道路の新設・拡幅

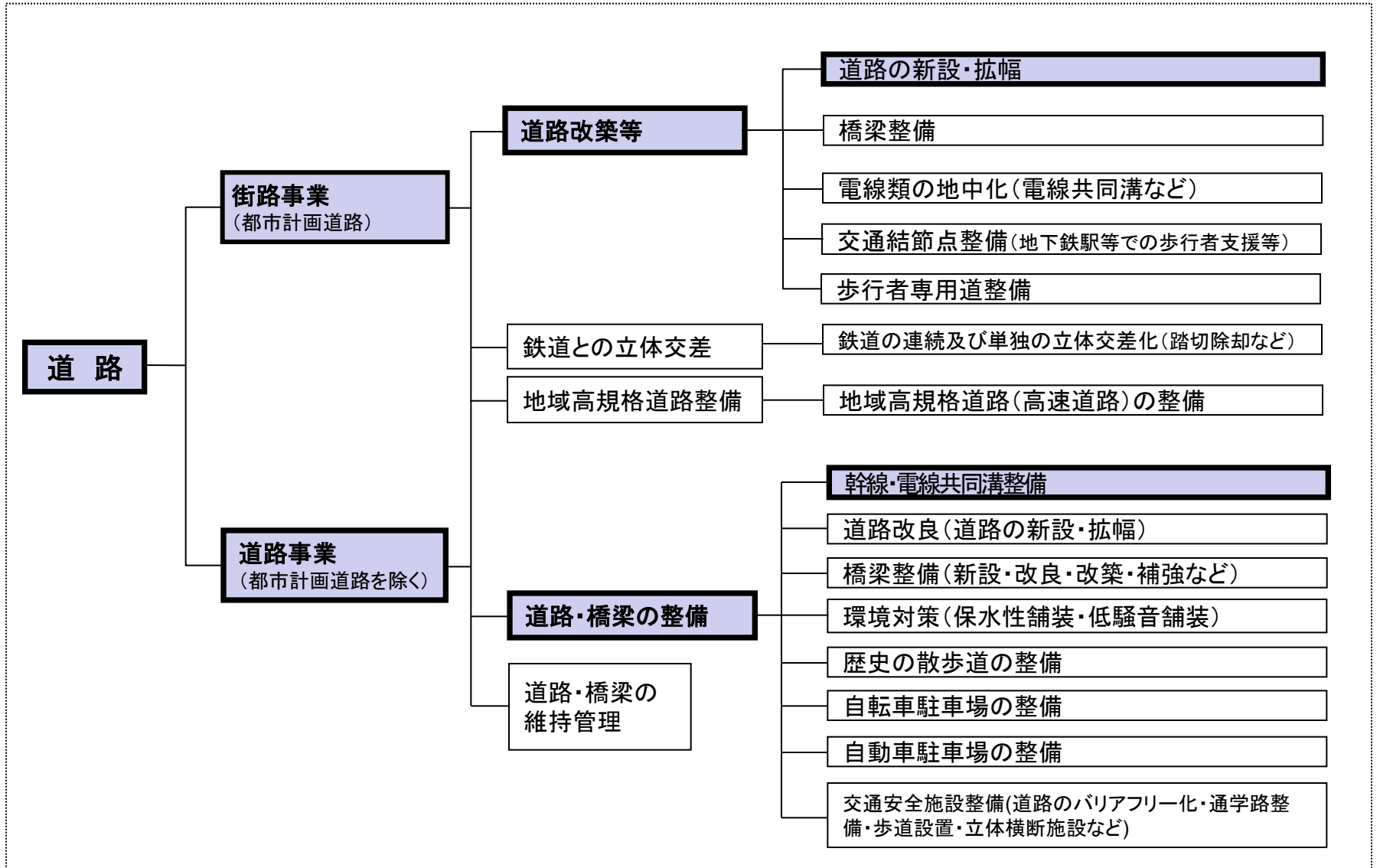
・道路ネットワーク機能の向上  
(円滑な道路交通の確保)

・公共施設の防災性の向上  
(道路の耐震化)

道路事業  
(道路整備)  
幹線共同溝の整備

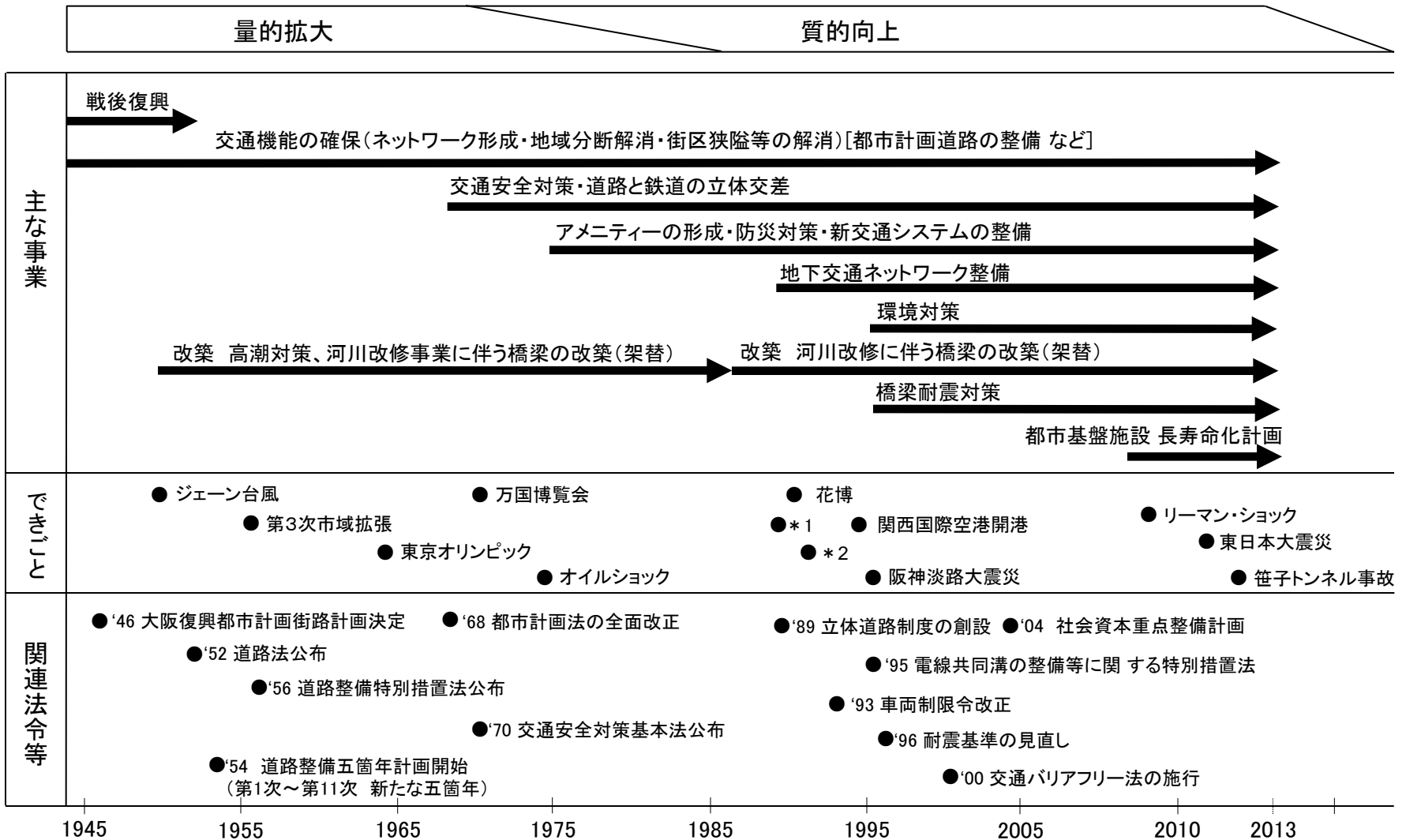
# 街路・道路事業の種別

一般に道路の整備は、事業制度面から、都市計画法に基づき施行する街路事業と、道路法に基づき各々の道路事業者が施行する道路事業とに大きく区分される。



# 事業の変遷

道路建設の目的は「交通機能の確保」、「安全性の向上」、「景観・環境改善」に大別されるが、近年は社会経済情勢の変化や国民・市民のライフスタイルの変化等に対応して、量的拡大から質的向上へ移行している。



\*1 駐車非常事態宣言  
\*2 駐車基本計画の策定

# 都市計画道路事業(街路事業)の目的

都市計画道路事業(以下、街路事業)は、都市における円滑な交通の確保、豊かな公共空間を備えた良好な市街地の形成を図り、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動に寄与することを目的としている。

都市の最も基本的な施設である街路は、交通機能・空間機能・市街地形成機能など次のような多様な機能を持っている。

大項目	小項目	内容
都市交通施設機能	通路	人及び物の動きのための通路
	沿道利用	土地、施設、建物等への出入り、貨物の積卸
都市環境保全機能	景観・日照・風通し等	都市のオープンスペースとしての住環境を維持
都市防災機能	避難路・緊急交通路	災害発生時の避難及び救助
	災害遮断	災害の拡大を遮断するための空間
都市施設のための空間機能	他の交通機関	モノレール、新交通システム、地下鉄、路面電車等
	ライフライン施設	電気、上下水道、ガス、電話、CATV等
	その他の施設	電話ボックス、信号、案内板等
市街地形成機能	街区の構成	街区の位置、規模、形状を規定
	市街地の誘導	土地利用の高度化促進等

# 街路事業の流れと都市計画法

街路事業を行う際に、都市計画決定と事業認可の手続きが必要であるが、それぞれの手続きを行うことにより、計画区域内に私権の制限をかけることになる。

【事業の流れ】	【根拠】	【制限】
<p style="text-align: center;"><b>立案者</b></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>都市計画地方審議会の議決、 国土交通大臣認可、知事決定 告示(知事決定の場合)</p> <p>「着工準備」採択※)</p> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>都市計画決定</b></p> <p style="text-align: center;">↓ 知事への認可申請</p> <p>「事業化」内示※※)</p>	<p>都市計画の決定及び変更 都市計画法第15条(都市 計画を定める者)</p>	<p><b>都市計画法第53条(建築の許可)</b> 建築をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。(簡易な行為等は除く) →基本的に3階以上の建物の建築は認めていない。</p>
<p style="text-align: center;"><b>事業認可</b></p> <p style="text-align: center;">↓ 事業認可の告示(知事)</p> <p style="text-align: center;"><b>事業実施</b></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> <p style="text-align: center;">地元への事業説明</p> <p>計画概要 用地補償</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> <p style="text-align: center;">関連機関との協議</p> <p>警察(交通) 河川管理者 鉄道事業者 等</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><b>工事</b></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><b>事業完了</b></p>	<p>都市計画事業の認可等 都市計画法第59条(施 行者)</p>	<p><b>都市計画法第65条(建築等の制限)</b> 土地の形質の変更若しくは建築物の建築等を行おうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 →基本的に新たな建物の建築、工作物設置は認めていない。</p> <p><b>都市計画法第67条(土地建物等の先買い)</b> 事業地内の土地建物等を売買しようとする者は、施行者に届けなければならない。届出をしたものに対し、買い取るべき通知をしたときは、届出をしたものと施行者との間で、売買が成立したものとみなされる。また、届出後30日以内あるいは買い取らない旨の通知をした時までの間は譲り渡してはならない。 →実質、第三者への転売を規制</p>

※)着工準備:連続立体交差事業などの大規模な事業において、事業化前に鉄道事業者や住民の合意形成を行うべく、「事業化」の前段階として、都市計画決定、事業手法の確定等の「着工準備」を行うものである。

※※)着工準備採択を取得した事業については、事業認可手続き前に事業化内示が必要となる。

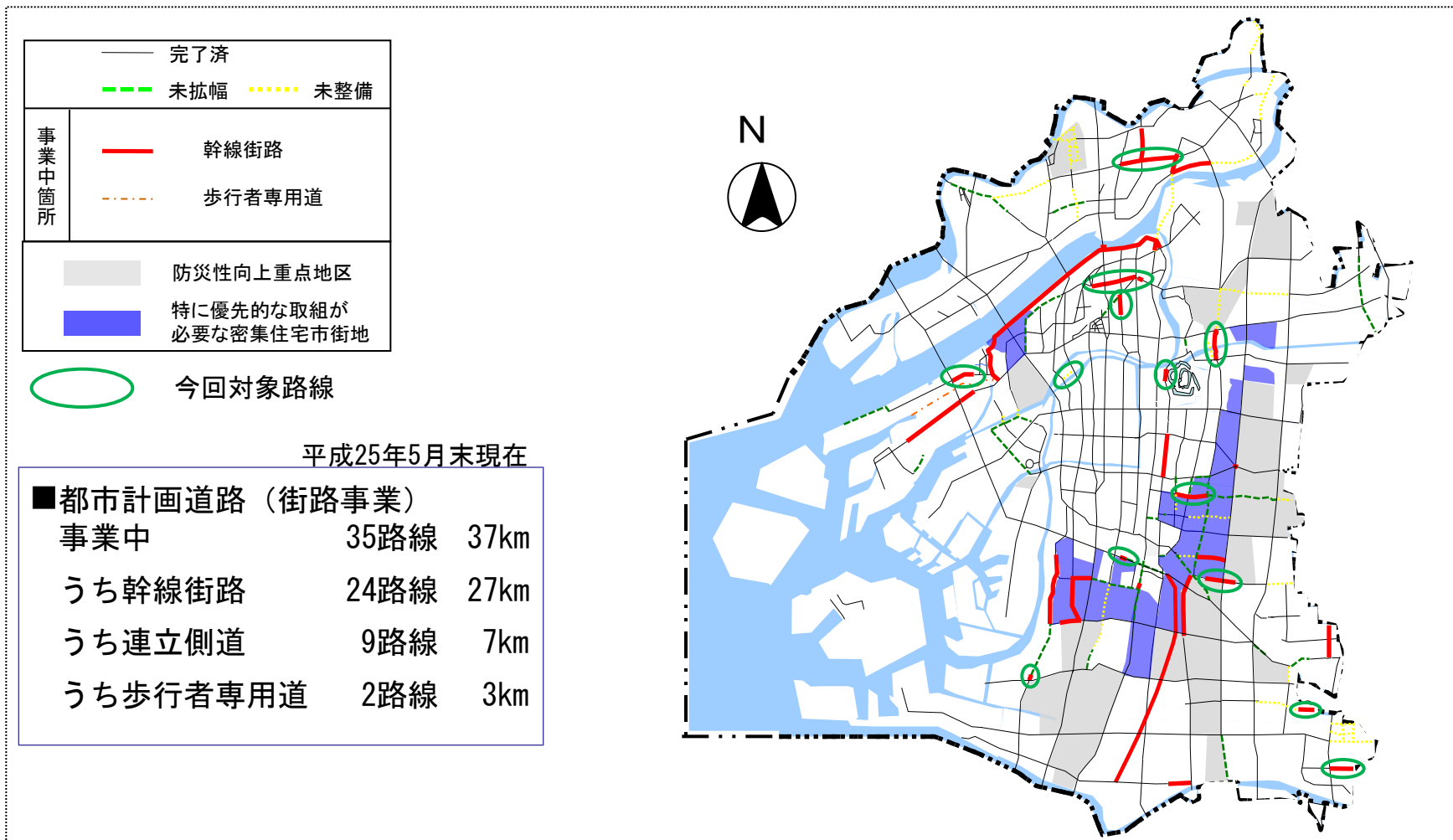
# 街路事業(道路改築・歩行者専用道)の事業計画・事業箇所図

(単位: km, %)

平成25年5月末現在、185路線511kmのうち、406km(79%)の整備が完了しており、105km(事業中含む)が未整備となっている。

市内中心部は、ほぼ整備が完了しており、現在は、周辺部での整備が多くなっている。

種別	路線数	計画延長	整備済延長	整備率
幹線街路	121	436	349	80
区画街路	47	40	30	74
歩行者専用道	17	35	27	77
合計	185	511	406	79

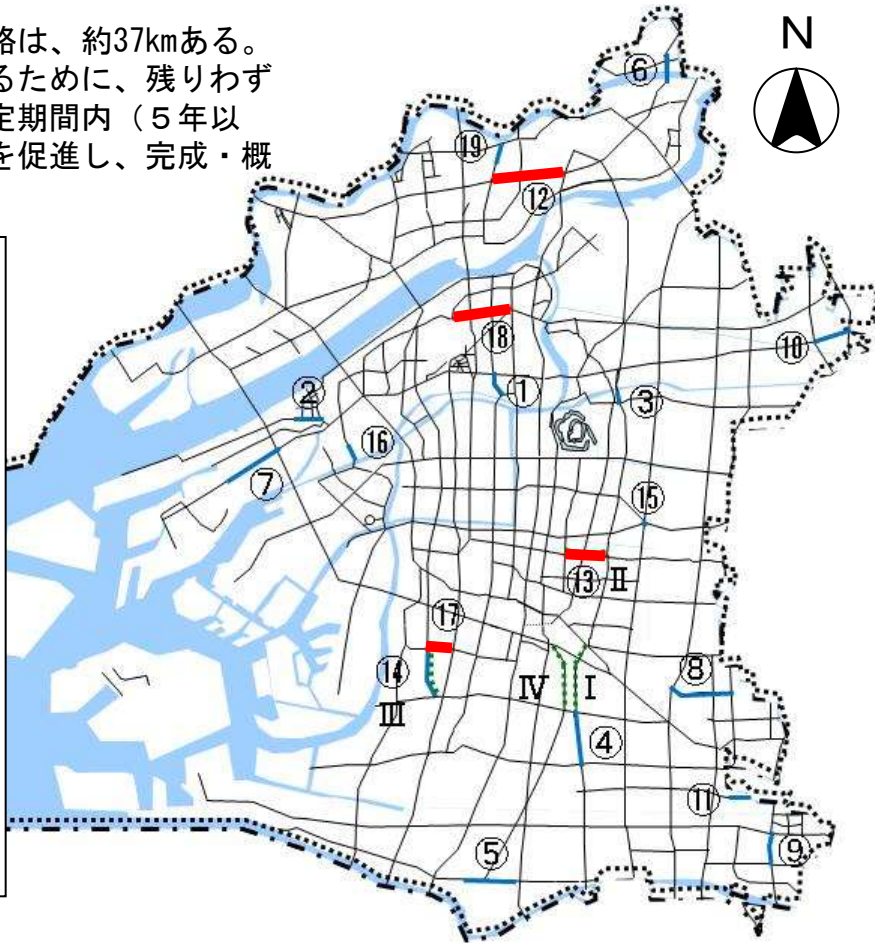


# 都市計画道路整備の考え方

## 重点整備路線

現在、街路事業にて、事業認可を取得し実施している都市計画道路は、約37kmある。予算が縮小していく中、限られた予算を有効かつ効率的に活用するために、残りわずかな用地買収が事業進捗のさまたげとなっている路線について、一定期間内（5年以内）に完了させる路線として公表し、重点的な予算配分を行い整備を促進し、完成・概成を目指す。

重点整備路線一覧表		— 完成	— 事業中
①本庄西天満線(西天満)	H14完了		
②正蓮寺川北岸線(高見地区)	H14完了		
③豊里矢田線(鳴野)	H15完了		
④豊里矢田線(田辺)	H15完了		
⑤大和川北岸線(山之内)	H15完了		
⑥井高野大道線	H15完了		
⑦桜島東野田線(春日出)	H16完了		
⑧乾正覚寺線	H16完了		
⑨大阪中央環状線 (長吉長原東交差点)	H17完了		
⑩東野田茨田線	H17完了		
⑪田辺出戸線(長吉出戸)	H21完了		
⑫歌島豊里線	事業中		
⑬生玉片江線	事業中		
⑭加島天下茶屋線(橋)	H21完了		
⑮岩崎橋今里線外1(今里交差点)	H22完了		
⑯海老江九条線	H19完了		
⑰津守阿倍野線	事業中		
⑱北野今市線	事業中		
⑲西淡路南方線	H22完了		



## 完了期間宣言防災路線

国土交通省では、防災環境軸となる都市計画道路の整備に対し、「完了期間」、「防災機能概成期間（5年以内）」を宣言した路線を「完了期間宣言防災路線」と位置づけ重点的な支援を実施している。本市においても、国の採択条件に適合する4路線を平成18年12月に公表し、重点的な整備を図っている。

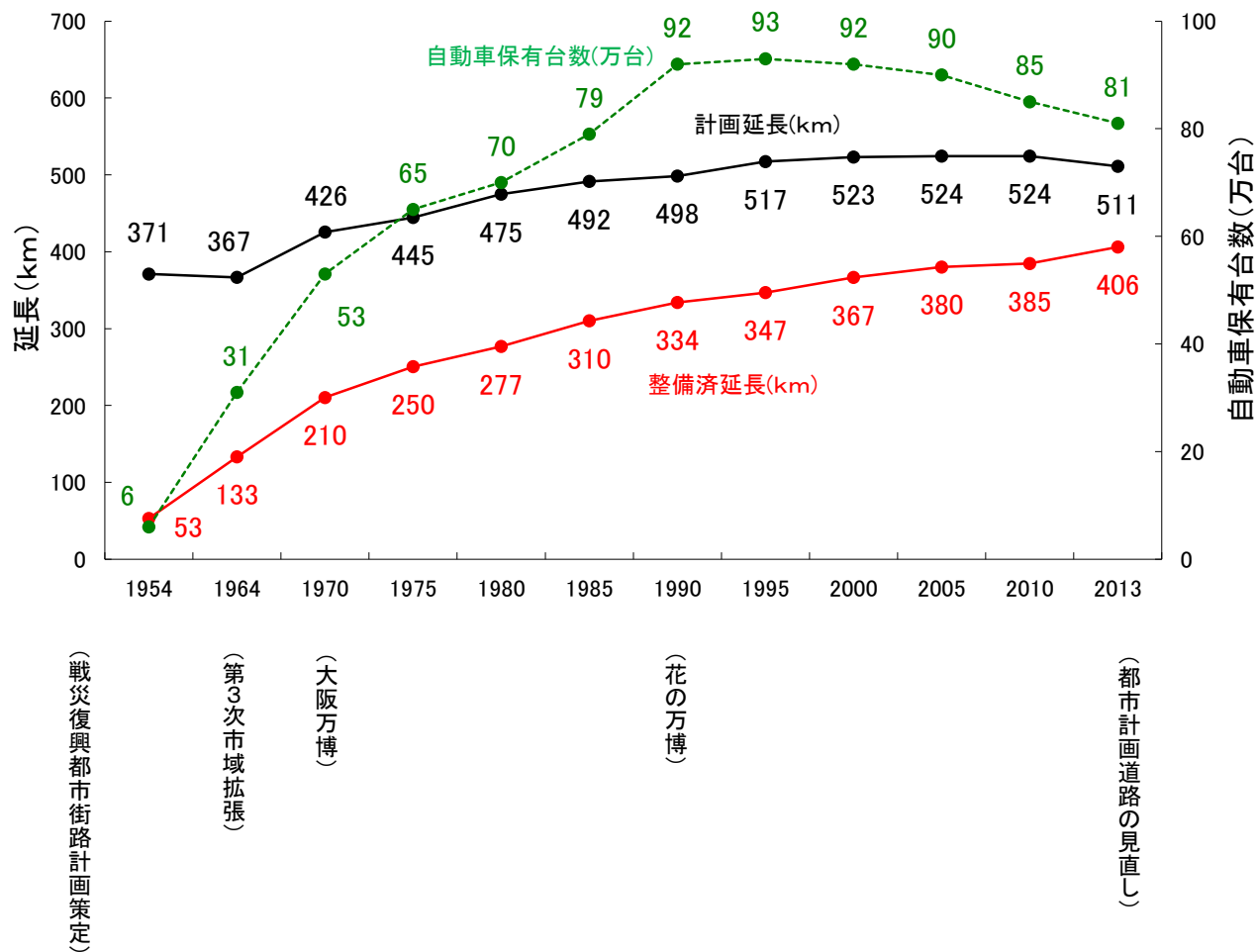
完了期間宣言防災路線 一覧表 (●●●●)	
I 豊里矢田線(北田辺)	III 加島天下茶屋線(橋)(重点整備路線と重複)
II 生玉片江線(重点整備路線と重複)	IV 天王寺大和川線



# 都市計画道路の進捗状況と自動車保有台数の推移

戦後のモータリゼーションによる自動車保有台数の増加とともに、都市計画道路の整備推進を行ってきた。本市の都市計画道路の整備率は、2013(H25)年5月末現在で79%※（計画511km整備済406km）

都市計画道路の進捗状況(km)と自動車保有台数(万台)の推移



※整備率算定に用いた都市計画道路延長には、自動車専用道路及び特殊街路のうち新交通関連と地下通路を含まない。

資料：整備率は建設局調べ

# 市民・利用者からの苦情・要望

街路事業については、事業方策や事業内容に対する要望や問合せが多いが、未着手路線についての早期着手への要望も1割程度ある。また、電話等による市民からの問合せでは、未着手路線についての事業化の予定に関する問合せが多い。

## 「市民の声」の内容

1	事業方策に関する要望	63.0%
2	事業内容に関する問い合わせ	22.2%
3	事業の早期着手への要望	13.0%
4	事業の早期完了への要望	1.9%

※平成22・23・24年度の街路事業に関する「市民の声」54件について分類した

## 「市民の声」以外の市民からの問い合わせ内容

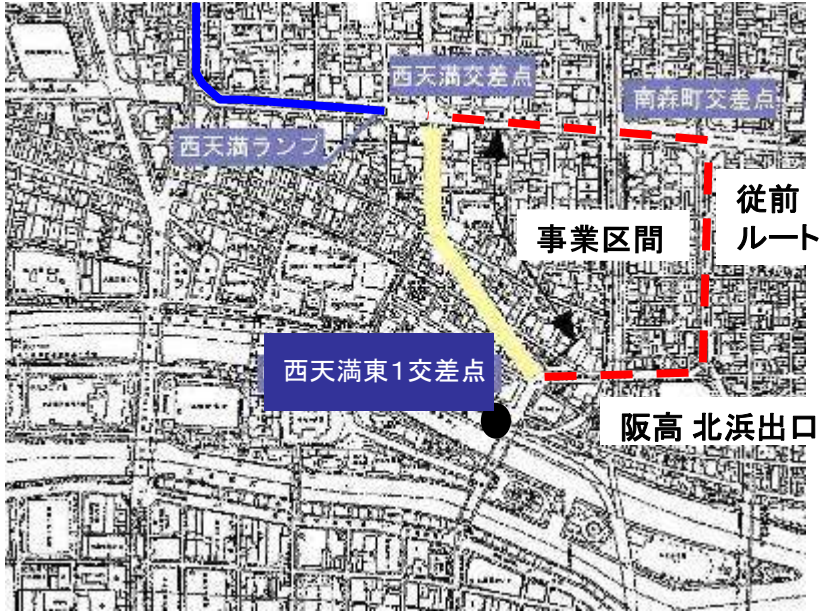
事業化予定	事業中路線	事業完了	計画内容	計画区域明示	都決日等	建築関連	その他
27.7%	10.3%	14.2%	23.9%	10.3%	5.8%	4.5%	3.2%

※平成25年4月～7月の4ヶ月間に道路部街路課に問い合わせのあった155件について分類した。

資料:大阪市建設局調べ

# 都市計画道路の整備事例

平成15年2月、大阪市北区の本庄西天満線(西天満工区)が完成し、大阪都心南部と新御堂筋へのアクセス強化、渋滞交差点である南森町交差点の交通の分散化が図られた。また、沿道土地利用の高度化により、周辺人口が増加した。



沿道土地利用の変化(平成10年頃→平成16年)  
【容積率 400%→600%】

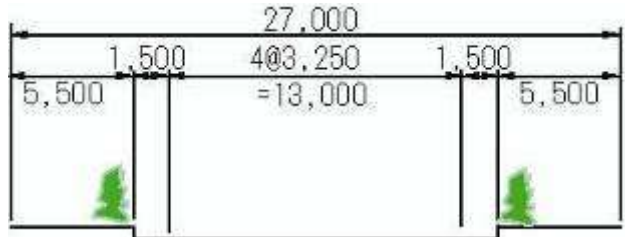
平成11年



平成16年



【整備断面】

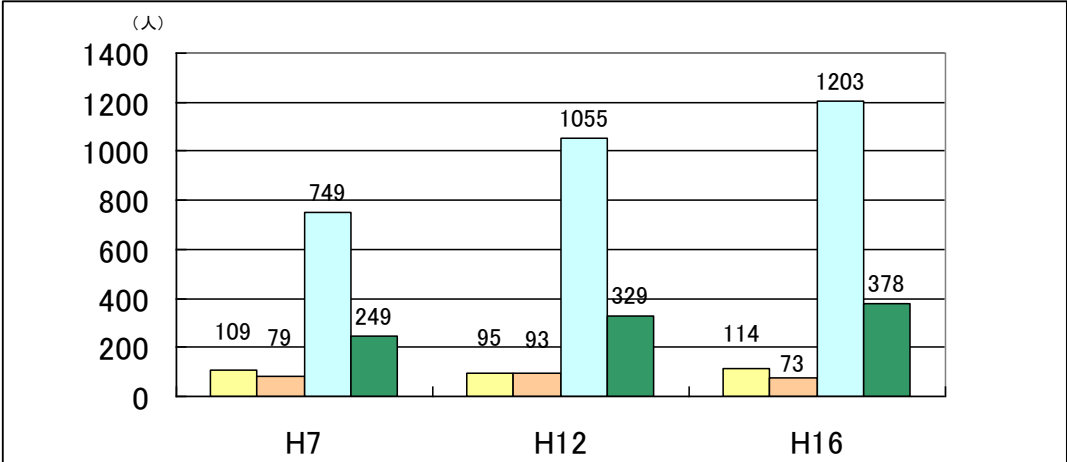
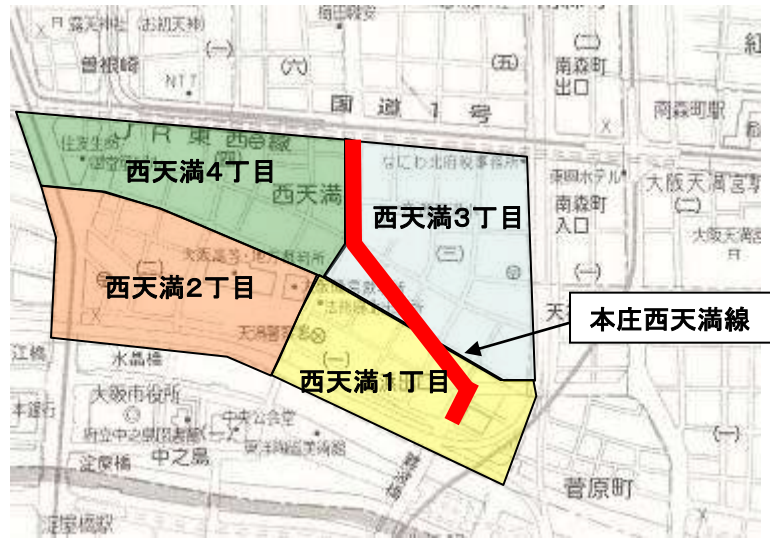


# 都市計画道路の整備事例

## 市街地形成機能

本庄西天満線(西天満工区)の整備により、沿道建物が、木造2階建てから、マンション等に更新され、高度利用による効果として、周辺人口が平成7年度に比べ、約1.5倍に増加。

【位置図】



## ○本庄西天満線(西天満工区)の開通による町丁目人口の変化

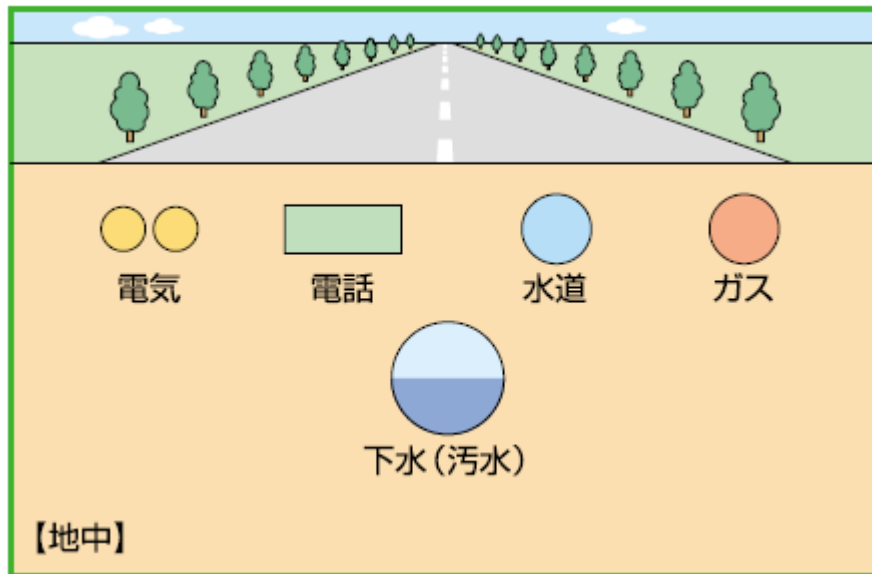
	平成7年度		平成12年度		平成16年度	
	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口
西天満1丁目	51	109	53	95	78	114
西天満2丁目	28	79	51	93	30	73
西天満3丁目	377	749	634	1055	759	1203
西天満4丁目	118	249	195	329	264	378
合計	574	1186	933	1572	1131	1768

# 共同溝とは

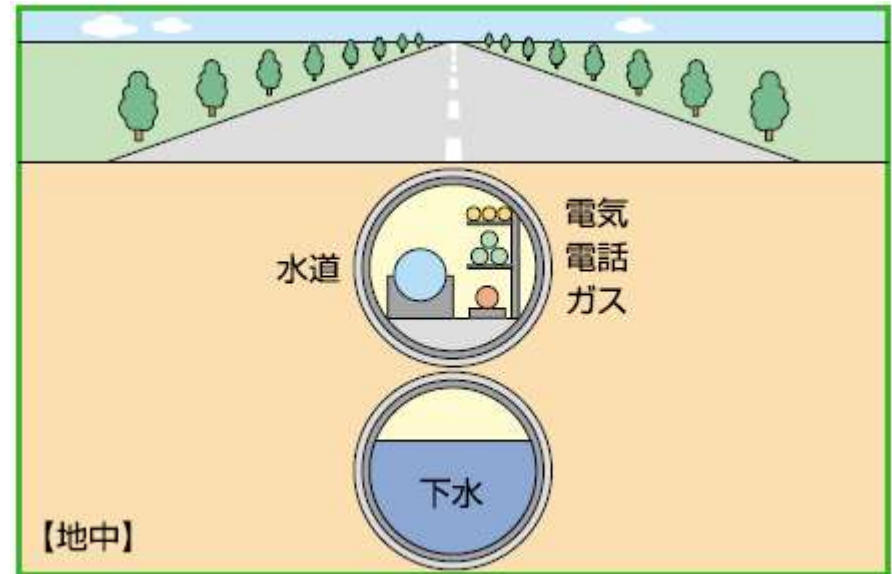
共同溝は、電話・電気・ガス・水道・下水道などの都市生活に必要な公益物件を道路の地下にまとめて収容する構造物であり、「道路交通の保全と円滑な道路交通の確保」を目的に制定された「共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき、道路管理者が道路の付属物として整備・管理している。

交通量の多い幹線道路においては、路面の掘削に伴う公益物件の設置を規制し、公益物件の将来計画を勘案しながら地下に設けられ、平成7年の阪神・淡路大震災においてもほとんど損傷することなく、ライフラインを収容する共同溝は災害に強いことが確認されている。

道路交通に適切に対応し災害に強いまちづくりをめざし、共同溝整備を進めている。



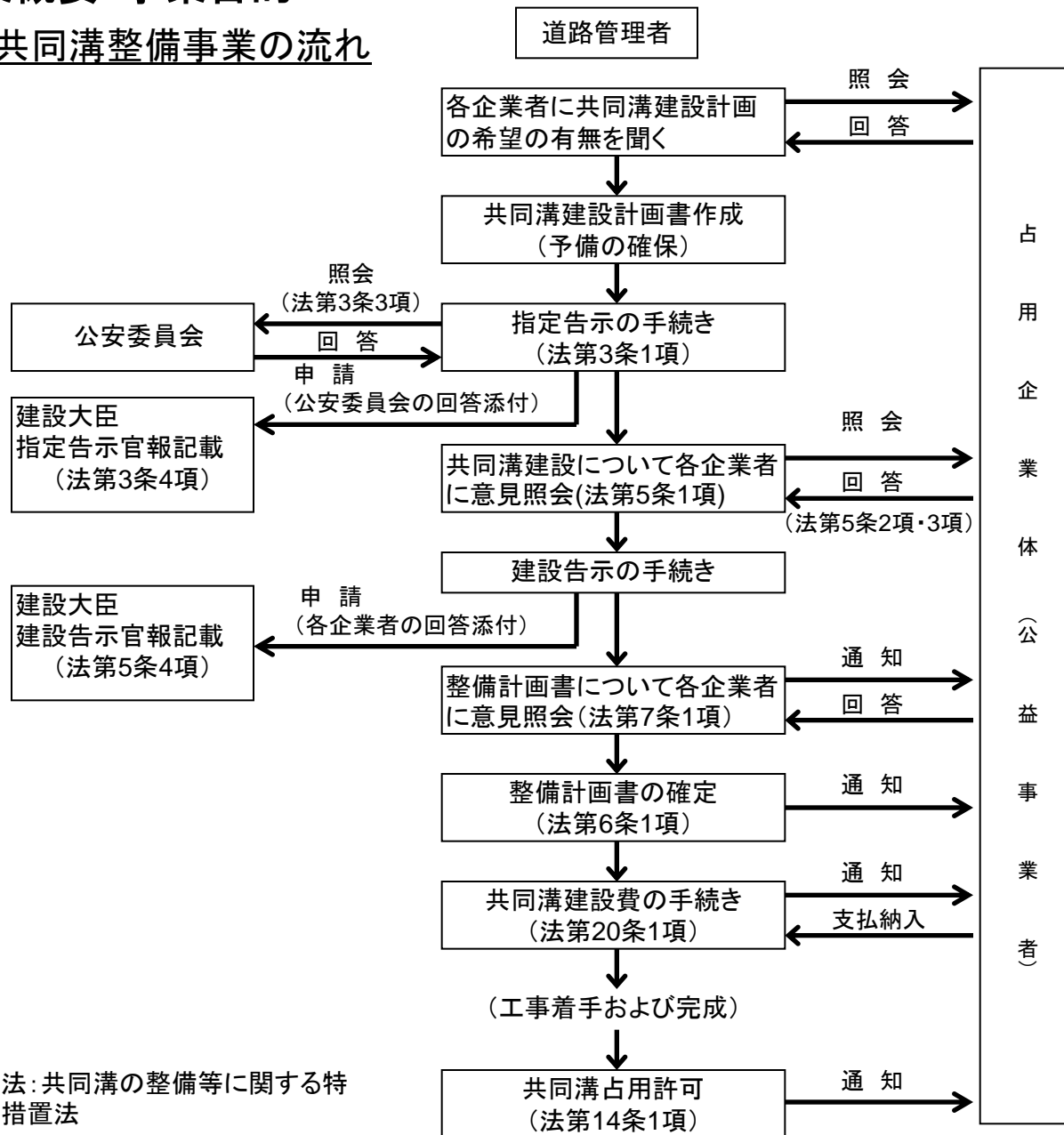
施行前



施行後

# 事業概要・事業目的

## ②共同溝整備事業の流れ



共同溝整備道路における許可等の制限(法第4条)

共同溝を整備する道路(共同溝整備道路)として、建設大臣の指定があった場合においては、工作物、物件又は施設の新規の道路占用並びに道路占用変更は認められない。

共同溝の費用負担(法第20条)

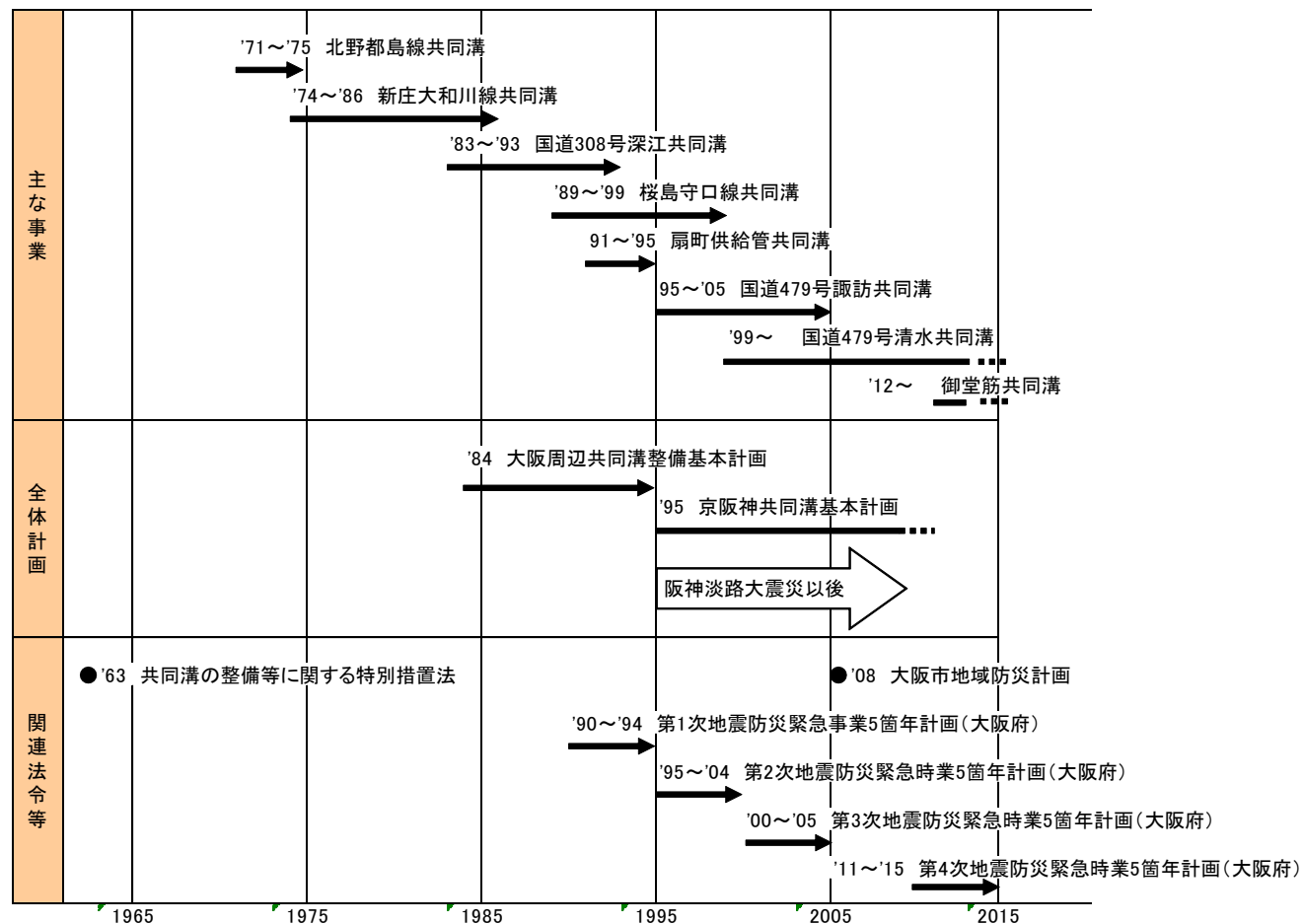
共同溝の建設に要する費用は、共同溝の占用予定者が当該共同溝の建設によって受ける効用を勘案して、政令によって定められた算出額(共同溝建設負担金)を負担し、不足分を道路管理者が負担する。

※法:共同溝の整備等に関する特別措置法

# 事業の変遷

本市の現在の共同溝は、1971(S46)年の北野都島線共同溝を始めとして計8路線(約20.3kmのうち約12.3kmは整備済)の共同溝整備を行っている。

現在の共同溝整備は1984(S59)年に策定された大阪周辺共同溝整備基本計画をベースに、1995(H7)年の阪神淡路大震災後に見直しを行った京阪神共同溝基本計画に基づき、ライフラインの安全性・信頼性の向上の観点を踏まえて京都、大阪、神戸を結ぶ広域的なネットワーク形成を図るべく整備を進めている。



# 共同溝整備基本計画

## 既往の共同溝整備基本計画

### ○ 大阪周辺共同溝整備基本計画(昭和59年策定、平成4年度見直し)

大阪市に係る共同溝整備については、道路の掘り返し防止を主目的として、建設省(当時)、大阪府、大阪市及び公益事業者からなる「大阪周辺共同溝整備基本計画策定委員会」により昭和59年度に計画策定が行われている。また、事業の進捗に伴い平成4年度には計画の見直しが行われている。

### ○ 京阪神共同溝基本計画(平成7年度策定)

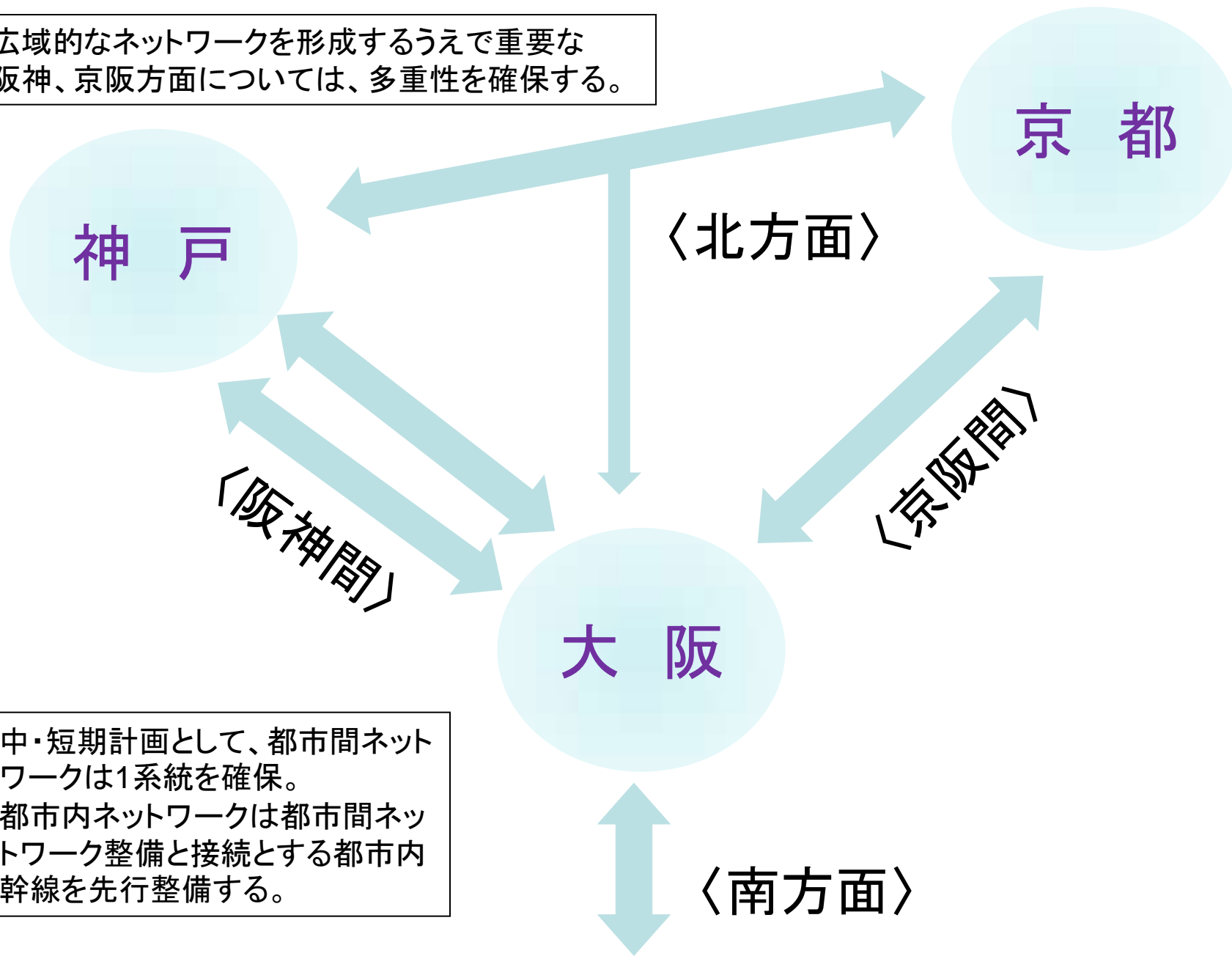
平成7年1月に起きた阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、ライフラインの安全性・信頼性の向上の観点より共同溝ネットワークの形成の視点を追加し、京都、大阪、神戸を結ぶ広域的なネットワークについて計画を策定された。

大阪市域においては、基本的に既往の共同溝整備基本計画をベースに、必要路線を追加する形で計画を策定した。



## 共同溝広域ネットワークの考え方

広域的なネットワークを形成するうえで重要な  
阪神、京阪方面については、多重性を確保する。

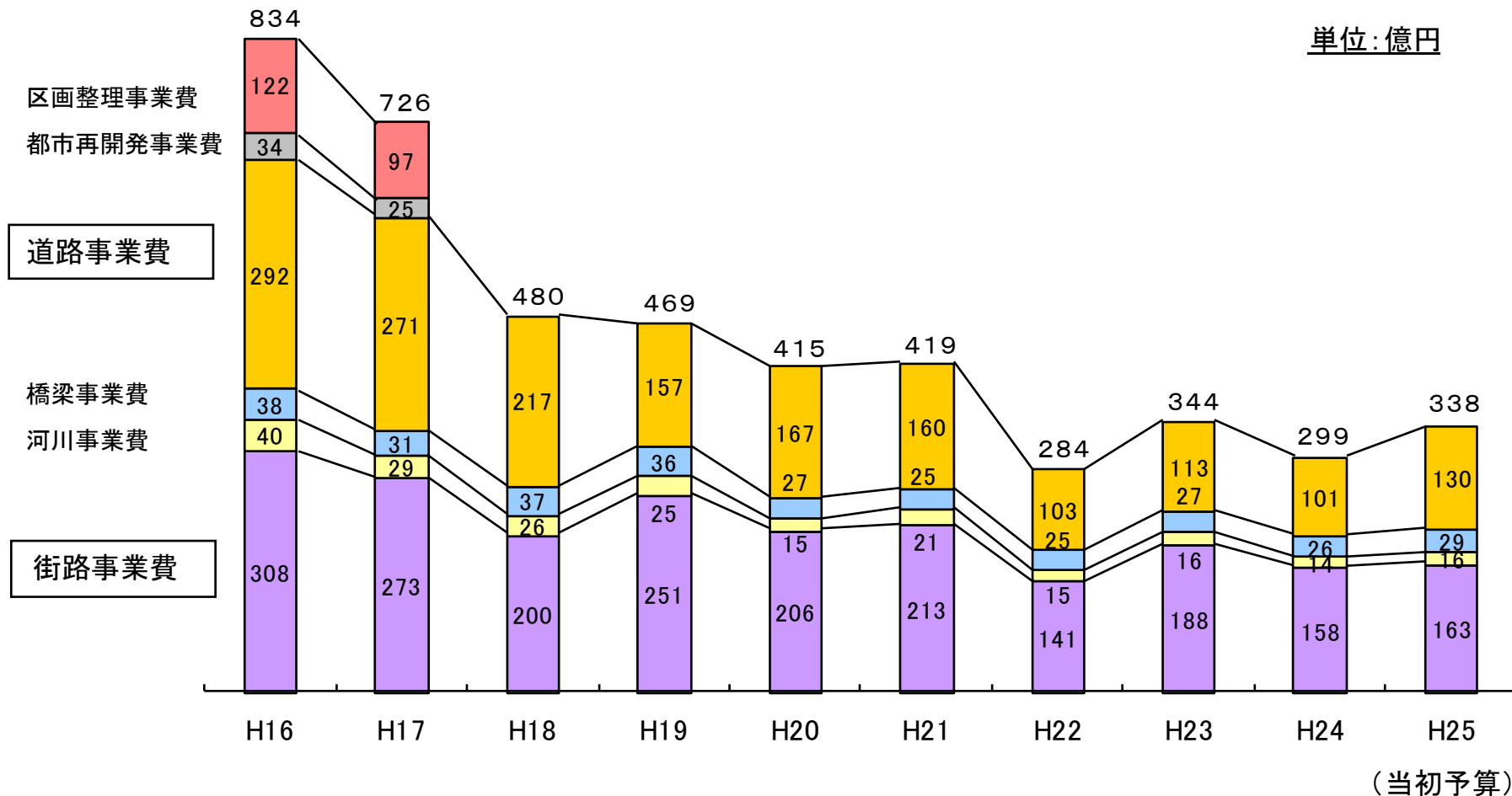


中・短期計画として、都市間ネットワークは1系統を確保。  
都市内ネットワークは都市間ネットワーク整備と接続とする都市内幹線を先行整備する。

# 事業費の推移

## ①建設局事業費(決算額)の推移(10年間)

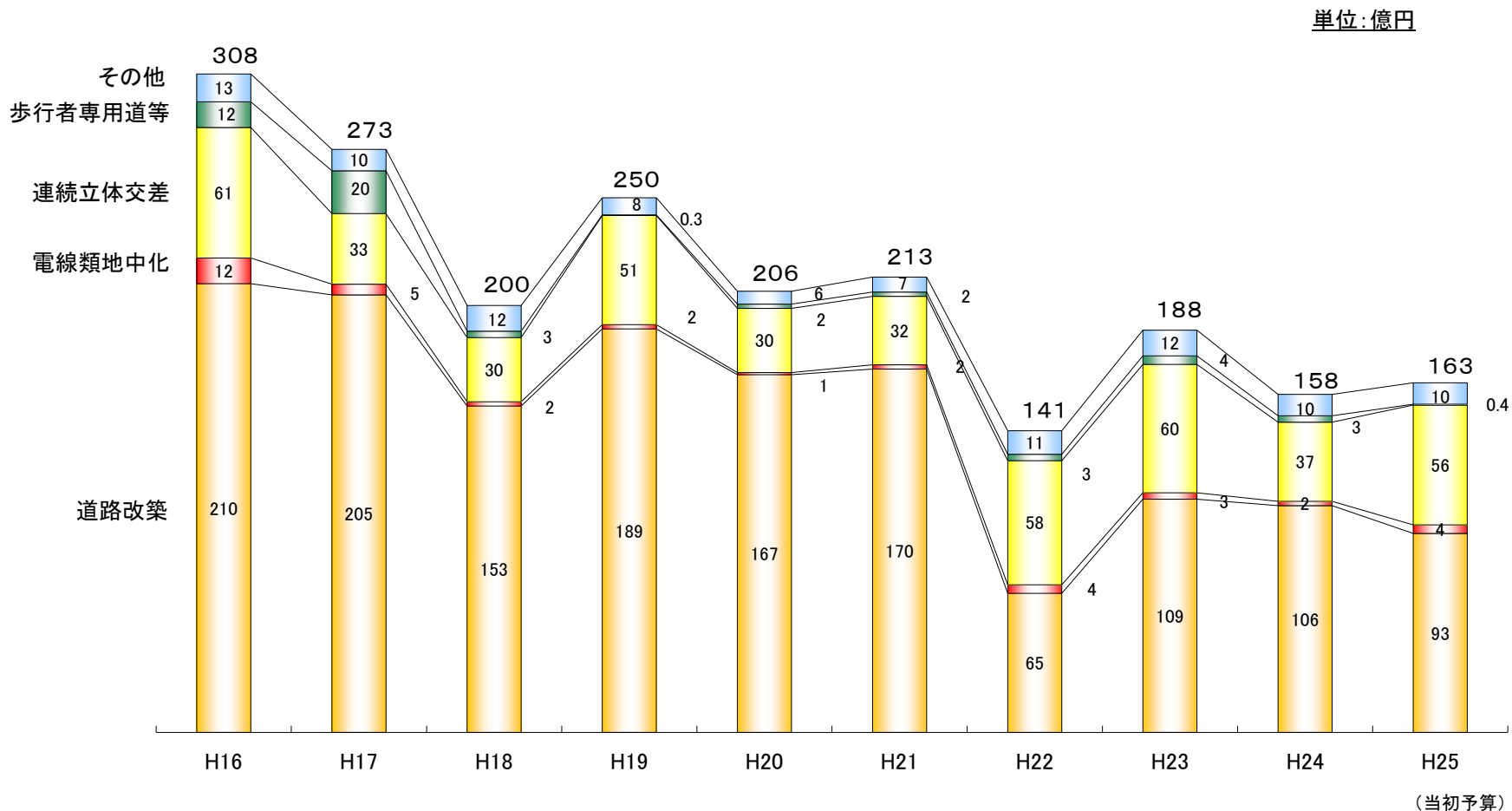
市の財政状況が厳しくなる中、平成25年度予算で街路事業費は163億円、道路事業費は130億円であり、平成16年度決算と比較するとそれぞれ約53%、約45%となっている。



# 事業費の推移

## ②街路事業費(決算額)の推移(10年間)

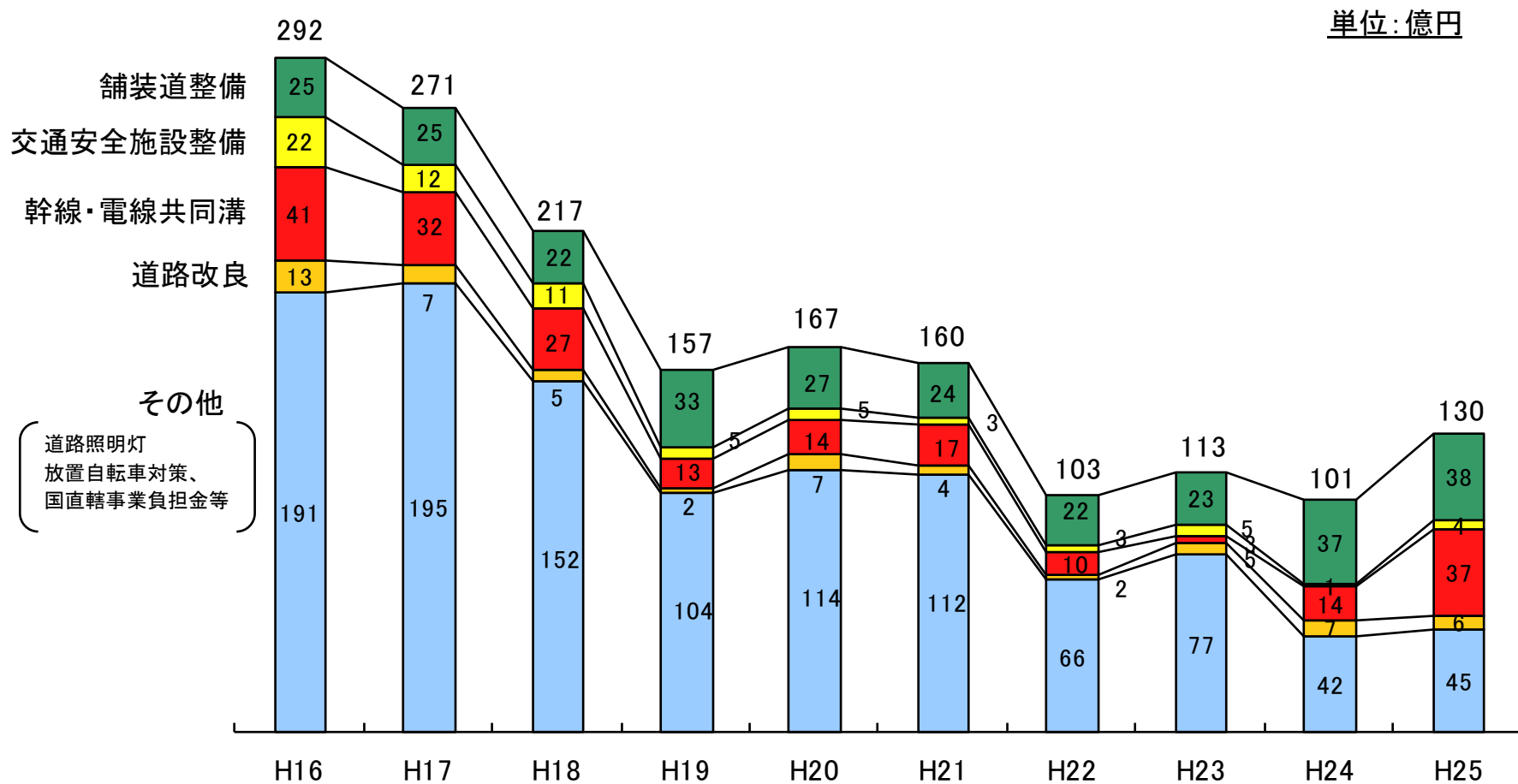
街路事業費の内訳を表す。このうち道路改築については平成25年度予算で93億円であり平成16年度決算の約44%となっている。



# 事業費の推移

## ③道路事業費(決算額)の推移(10年間)

道路事業費の内訳を表す。このうち幹線・電線共同溝については平成25年度予算で37億円であり平成16年度決算の約90%となっている。



(当初予算)

# 局運営方針に照らした事業の位置づけ

## 平成25年度 建設局運営方針

**【局運営の基本的な考え方】**

- ・大阪市では、道路、橋梁、河川、下水道、公園など膨大な量の都市基盤施設を管理しており、かつ、古くから都市化が進んだため、都市基盤施設の高齢化が進んでいる。これらの都市基盤施設は安全・安心な市民生活や都市活動を支える基盤であるため、市民生活に密着して機動的に対応する区とあわせて、計画的な管理を行い、効果的・効率的に活用するとともに、その機能を着実に維持していく。
- ・安全・安心の喫緊の課題として、近年多発している集中豪雨への対応を強化するための地域特性にあった局地的な浸水対策の実施、全国的に登下校中の児童等に自動車が入り込む事故が相次いでおり、通学路の安全確保や交通事故抑止に向けた取組みを推進する。
- ・さらに、活力あふれる都市活動を支える都市空間の実現に向け、都市交通の円滑化、市街地の一体化を促進する連続立体交差事業、観光拠点となる大阪城公園の魅力向上などに取り組む。
- ・市政改革プランに沿って、歳入の確保や経常経費の削減等に取り組むとともに、府市統合本部や府市カウンターパートでの検討を踏まえ、都市魅力あふれる大都市大阪の実現に繋がる施策を展開していく。

(街路・道路事業関連)

経営課題	戦略及び具体的取組み
<p><b>経営課題2</b></p> <p>・平成23年3月に東日本大震災が発生し、兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)規模の地震や東南海・南海地震などの発生が危惧されているなか、都市基盤施設の整備が不十分な地域の解消や都市基盤施設の地震に対する備えが必要である。</p>	<p><b>【戦略1 都市基盤施設の震災対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市では自然災害に対するまちの安全性を高めるため、「地域防災計画」を踏まえ、「大阪市地震防災アクションプラン(市地震防災戦略)」に基づく震災対策を推進するとともに早期に都市基盤施設の機能復旧を図ることができる「災害に強いまちづくり」を目指す。</li> </ul> <p><b>【2-1-4 幹線共同溝の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・御堂筋共同溝及び清水共同溝の整備</li> </ul> <p><b>【2-1-5 密集市街地における道路整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震時に大きな被害が想定される重点密集市街地の被害を軽減するため、優先地区における骨格となる路線等を整備し、火災の延焼防止や避難、救援活動の円滑化等の防災性の向上を図る。</li> </ul>
<p><b>経営課題4</b></p> <p>・開かずの踏切は全国で約600箇所あるが、その20%が大阪府に存在し、そのうち27箇所が大阪市に存在している。</p>	<p><b>【戦略 交通の円滑化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・阪急電鉄京都線・千里線の連続立体交差事業により、淡路駅周辺で約7km区間を高架化することで17箇所の踏切(うち開かずの踏切は4箇所)を除去し、約6kmの側道を整備する。</li> </ul> <p><b>【4-1-3 都市計画道路の整備】</b></p> <p>(重点整備路線)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業中の都市計画道路のうち、一定期間内に事業効果が発揮できる路線を重点的に整備する。</li> </ul>

# 選択と集中の考え方等(街路事業-道路改築について)

## ■国土交通省の街路事業の進め方

街路事業は、国の社会資本整備総合交付金事業にて実施している。  
現在の国の重点施策は、以下のとおりである。

- ・踏切除却する「連続立体交差事業」
- ・都市高速などの「地域高規格道路」
- ・完了期間を宣言した「都市計画道路」(重点整備路線)
- ・重点密集市街地の防災環境軸となる「都市計画道路」

## ■大阪市の街路事業

まちの渋滞の解消、道路ネットワークの向上など、都市活動を支える都市計画道路の整備、ボトルネック踏切の解消などが長期化し、効果の発現に時間を要していることから、局運営方針に基づき、以下のとおり整備を進める。

### 【重点整備路線、完了期間宣言防災路線】

用地取得率が高く、整備効果が早期に発現できる路線や地震時における重点密集市街地の被害を軽減するため防災環境軸の核となる路線を重点整備路線や完了期間宣言防災路線に位置付け、重点的に財源を投入し整備を進める。

### 【他事業関連路線、鉄道・立体交差事業関連路線】

他事業と連携して進めることが事業進捗上有利な個所や、先送りすることの影響が大きく他事業の進捗に合わせる必要がある路線に重点的に投資する。

### 【その他路線】

その他の路線については、買取要望への対応など、限定的な事業実施にとどめる。

## 参考:H25 事業再評価 評価分類の考え方(街路事業)

事業番号	必要性の評価	実現見通しの評価	優先度の視点の評価	対応方針(案)
1~3	A~C	A	A	A
4・5	A~C	B	B	B
6・7	A~C	B	C	B※
8~13	A~C	C	C	C

※事業番号6・7については、路線として概成しているため優先度の評価の視点を「C」としているが、用地取得の目途も立っており、おおむね計画どおり予算確保の見込みもあることから実現見通しの評価を「B」としており、残りわずかな用地取得と整備工事を行うことで、事業を完了することが見込めるため、対応方針を「B」とします。

### 【必要性の評価】

A~C・・・都市計画事業であるため必要性は高く、投資効果もある

### 【実現見通しの評価】

- A・・・用地取得率が高く、計画どおり事業が終了するように事業費確保が図られる可能性が高く、完了予定年度で完成する路線(重点整備路線)
- B・・・用地取得の目途があり、おおむね計画どおり事業が終了するように事業費確保が図られ、完了予定年度での完成が見込める路線
- C・・・用地取得率は低いものの、買取要望の対応など一定の事業進捗のための事業費確保が見込める路線

### 【優先度の視点の評価】

- A・・・都市計画事業であるため、事業遅延による影響が大きい。かつ、重点的整備路線に位置付けられた路線
- B・・・都市計画事業であるため、事業遅延による影響が大きい路線
- C・・・都市計画事業であるため、事業遅延による影響が大きい。が、既設道路において歩行空間等を有しているなど安全性が一定確保されている、または、用地取得済み区間の整備により道路が概成しており、事業遅延による影響が一定小さくなる路線

# 選択と集中の考え方等(道路事業-共同溝整備について)

平成25年3月末現在、短期計画までの共同溝整備基本計画延長約24.5kmのうち、約12.3km(約50%)の整備が完了しており、約5.7kmが事業で約6.5kmが未整備となっている。

清水共同溝・御堂筋共同溝については、早期の事業収束に向けて、重点的に進捗を図る。

## ■ 共同溝事業延長 (大阪市施工)

平成25年3月現在

	名称	延長	完成年度
①	北野都島線共同溝	1,624m	S50
②	新庄大和川線共同溝	7,266m	S61
③	国道308号深江共同溝	1,160m	H5
④	扇町供給管共同溝	510m	H7
⑤	桜島守口線共同溝	630m	H11
⑥	国道479号諏訪共同溝	1,100m	H17
⑦	国道479号清水共同溝	2,000m	事業中
⑧	御堂筋共同溝	3,723m	事業中

※御堂筋共同溝は、本市移管延長





# 実施中事業一覧(街路・道路事業)①

平成25年度 事業再評価対象事業

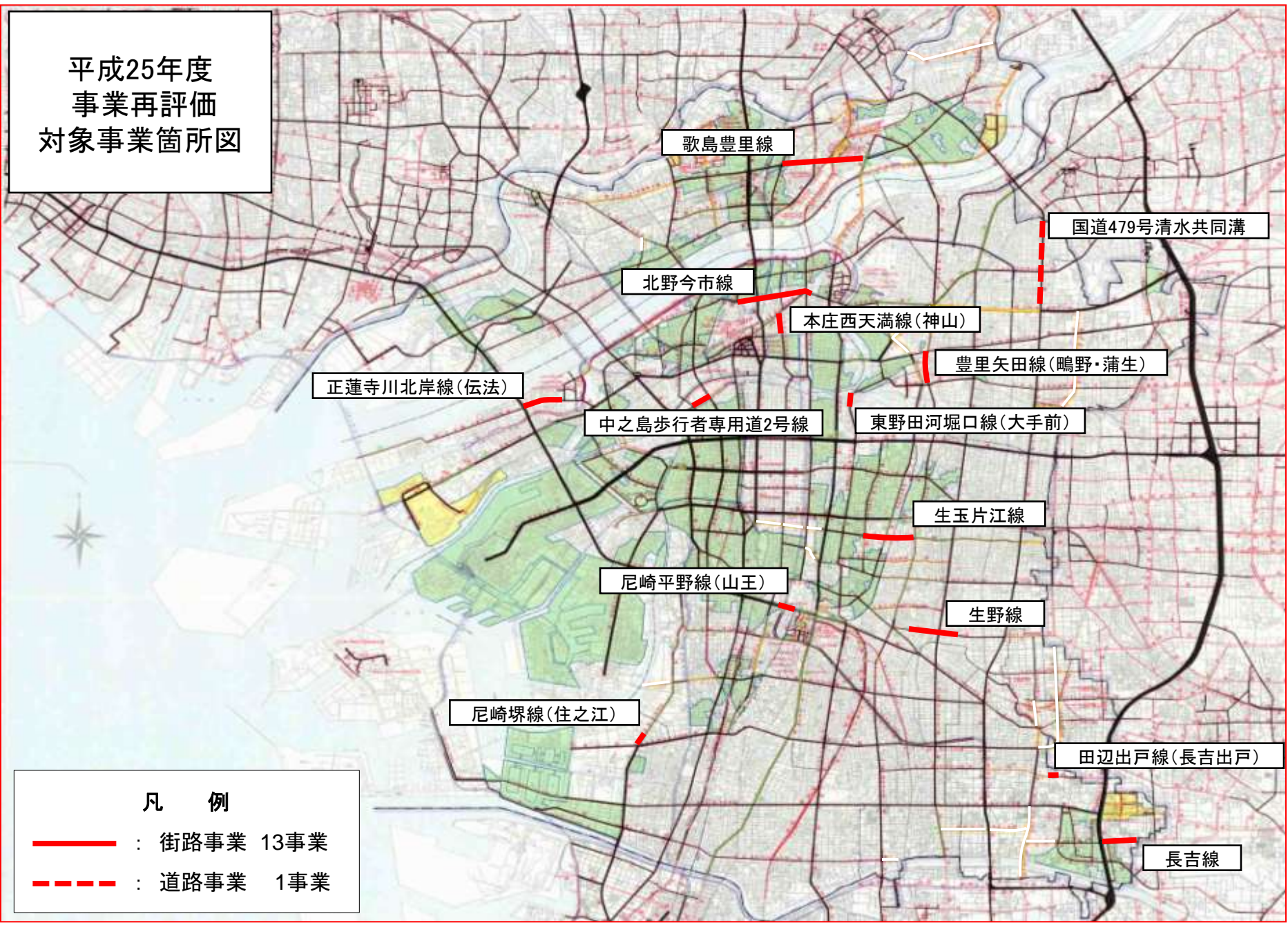
No.	事業名	全体事業費 (億円)	進捗率	完了予定 年 度	備 考 (優先度関連事項等)	重 点	実施状況・予定(実施済:●、事業予定:○)																
							H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30							
街路事業(道路改築)																							
1	北野今市線	329	用地(95%) 工事(58%)	H27	重点整備路線の位置付け有り	◎	●	●	●	●	○	○	○										
2	生玉片江線	214	用地(99%) 工事(75%)	H27	重点整備路線の位置付け有り	◎	●	●	●	●	○	○	○										
3	歌島豊里線	247	用地(98%) 工事(59%)	H30	重点整備路線の位置付け有り	◎	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○					
4	本庄西天満線(神山)	191	用地(95%) 工事(71%)	H30			●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○					
5	東野田河堀口線(大手前)	22	用地(42%) 工事( 6%)	H30			●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○					
6	田辺出戸線(長吉出戸)	36	用地(98%) 工事(99%)	H26	概成済み		●	●	●	●	○	○											
7	長吉線	33	用地(98%) 工事(99%)	H26	概成済み		●	●	●	●	○	○											
8	尼崎平野線(山王)	47	用地(42%) 工事( 0%)	H29			●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○						
9	生野線	40	用地(84%) 工事(72%)	H31			●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○					
10	豊里矢田線(鳴野・蒲生)	150	用地(87%) 工事(43%)	H28			●	●	●	●	○	○	○	○									
11	正蓮寺川北岸線(伝法)	68	用地(64%) 工事( 0%)	H29			●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○						
12	尼崎堺線(住之江)	12	用地(62%) 工事( 0%)	H29			●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○						
13	中之島歩行者専用道2号線	23	用地(100%) 工事( 0%)	H33			●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○					
14	桜島東野田線(四貫島)	33	用地(90%) 工事(0%)	H30			●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○					
15	東野田河堀口線(上本町)	50	用地(51%) 工事(0%)	H27			●	●	●	●	○	○	○										
16	新庄長柄線(菅原)	67	用地(45%) 工事(0%)	H30			●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○					

# 実施中事業一覧(街路・道路事業)②

平成25年度 事業再評価対象事業

No.	事業名	全体事業費 (億円)	進捗率	完了予定 年 度	備 考 (優先度関連事項等)	重 点	実施状況・予定(実施済:●、事業予定:○)										
							H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
17	大和川北岸線(公園南矢田)	27	用地(94%) 工事(99%)	H25			●	●	●	●	○						
18	岩崎橋今里線外1(今里交差点)	5	用地(92%) 工事(88%)	H25	重点整備路線の位置付け有り	◎	●	●	●	●	○						
19	加島天下茶屋線外1(橋)	196	用地(99%) 工事(99%)	H27	重点整備路線の位置付け有り	◎	●	●	●	●	○	○	○				
20	淀川北岸線(菅原)	147	用地(55%) 工事(0%)	H32			●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○
21	津守阿倍野線	67	用地(71%) 工事(0%)	H27	重点整備路線の位置付け有り	◎	●	●	●	●	○	○	○				
22	尼崎堺線(西成南)	114	用地(82%) 工事(8%)	H27			●	●	●	●	○	○	○				
23	十三吹田線	68	用地(55%) 工事(0%)	H27			●	●	●	●	○	○	○				
24	豊里矢田線(北田辺)	139	用地(97%) 工事(17%)	H27		◎	●	●	●	●	○	○	○				
25	河堀口舍利寺線	55	用地(74%) 工事(25%)	H31			●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○
26	鞍作線	25	用地(88%) 工事(26%)	H29			●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○
27	天王寺大和川線	942	用地(82%) 工事(0%)	H29	完了期間宣言防災路線の位置付け有り	◎	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○
28	正蓮寺川歩行者専用道	23	用地(-) 工事(0%)	H32			●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○
29	長柄堺線	55	用地(42%) 工事(0%)	H28			●	●	●	●	○	○	○	○			
30	木津川平野線	121	用地(0%) 工事(0%)	H30			●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○
道路事業(共同溝整備)																	
1	清水共同溝	110	工事(59%)	H28	運営方針による優先整備	◎	●	●	●	●	○	○	○	○			
2	御堂筋共同溝	38 (本市事業分)	工事(26%) (本市事業分)	H28	平成24年度国土交通省より事業移管 運営方針による優先整備	◎	-	-	-	●	○	○	○	○			

平成25年度  
事業再評価  
対象事業箇所図



凡 例

- : 街路事業 13事業
- - - : 道路事業 1事業